

所得税・町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 税の申告のお知らせ

国税務課 ☎ 079-435-0358 加古川税務署 ☎ 079-421-2951

所得の申告は、所得税、町民税・県民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの計算の基礎となる大切な手続きです。これらの保険に加入している人は、申告により保険料(料)が軽減される場合がありますので、所得がない場合でも町県民税(住民税)申告書を提出してください。

所得税

社員の給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える人
- ③ 給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人

る人
④ 医療費控除など、年末調整以外で控除を受けようとする人

町県民税(住民税)

確定申告をする人と、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。

申告が必要な人

- ① 令和5年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人
- ② 会社員で、次のいずれかにあてはまる人
 - ・勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
 - ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得がある人(所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)
 - ・令和4年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人
 - ・所得税がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人

税の申告 加古川税務署からのお知らせ

☎ 加古川税務署 ☎ 079-421-2951

確定申告

申告書の作成・送信(提出)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告書作成会場・税務署内の混雑を緩和(3密を回避)するため、「自宅など」からのe-Tax申告をご利用いただけますようお願いいたします。

申告書などは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の案内に従い金額などを入力するだけで作成でき、スマートフォンやパソコンから送信できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

会場において申告書の作成を希望される場合、次のとおり申告書作成会場を設けております(税務署では、作成済みの申告書の受け付け、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行っています)。

税金の還付を受ける人へ

確定申告期間中は、大量の申告書が提出される時期ですので、還付金の支払い手続きにはおおむね1カ月から1カ月半程度の期間を要することを理解ください。

※ e-Tax (電子申告) で申告した還付申告は3週間程度で処理しています。

国税の納付は安心・便利な振替納税をご利用ください

● 振替納税を利用していない人へ
申告書の提出後に、別途、税務署から納付書や納税通知書などのお知らせはありませので、金融機関、QRコードを利用した納付、クレジットカード納付などで納期限までに納付してください。

振替納税をご利用ください

国税の便利で安全な振替納税の利用手続きは、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出してください。詳しくは、税務署(管理運営部門)にお問い合わせください。

申告書作成会場のご案内

▶ 場所 播磨町役場第2庁舎 3階第2会議室

▶ 期間・時間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く) 9時～11時、13時～16時

▶ 必要なもの マイナンバーカード、源泉徴収票(原本)、控除を受けるための証明書等、振込先の口座番号(本人名義)が分かるもの

▶ 受付内容 町県民税、一部の所得税申告※次の申告は、受付できませんのでe-Taxまたは加古川税務署の申告会場(加古川総合文化センター)で申告してください。

「譲渡所得(土地・建物・株式など)」「配当所得(株の配当金など)」「事業所得(1年目)」「住宅借入金等特別控除(1年目)」「住宅耐震改修特別控除」「雑損控除」「青色申告」「準確定申告(亡くなった人の申告)」「損失申告」「令和3年分以前の申告」

▶ 注意事項 事業所得などがある人の収支内訳書、医療費控除を申告される人の医療費控除の明細書は、ご自宅で完成させてください。今回から電子申告での受付となるため、すでに利用者識別番号をお持ちの人(e-Taxで申告したことがある人)は、分かる資料をお持ちください

税務署の確定申告会場が変更となります！ 加古川総合文化センターでの 確定申告書作成と申告受付

▶ 場所 加古川総合文化センター2階大会議室 (加古川市平岡町新在家1224番地の7)
※確定申告会場専用の駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。
※期間中、加古川税務署内に申告書作成会場はありません。

▶ 期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日・祝日を除く)

※2月19日(日)、2月26日(日)は開設します。

▶ 受付時間 9時～16時

▶ 注意事項

- ・会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場入り口で当日発行を行っているほか、LINEを利用してオンラインで事前発行をすることも可能です。当日は、入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了させていただく場合もあります
- ・会場にご来場の際は、マスクの着用、筆記用具や電卓のご持参をお願いします
- ・会場入口では、検温を行い、体調不良の人は入場をお断りする場合があります



- ・会場では納税できません。簡単・便利なキャッシュレス納付などをご利用ください
- ・申告書作成会場で申告する場合は、①前年の申告書の控え、②確定申告のお知らせ(はがき)、③マイナンバーカードまたはID・パスワード方式の届出完了通知(お持ちの人)をご持参ください

納税は期限内に！

	納期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(水)	4月21日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日(金)	4月26日(水)
贈与税	3月15日(水)	

※ 贈与税には振替納税制度がありません。

スマホのカメラで源泉徴収票を読み取りできる

スマホ専用画面の対象が拡大

※ 青色申告決算書・収支内訳書も作成可能



動画でみる確定申告